3　入札説明書等の交付
⑴　掲載（交付）期間　平成30年11月30日（金）から平成31年１月10日（木）午前11時まで
⑵　交付方法　当社ホームページ上（http://www.naa.jp/jp/pinfo/index.html）にてダウンロードするか、4⑴において午前10時から正午まで及び午後１時から午後４時まで（最終日は午前11時まで）。ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の12月29日から１月３日を除く毎日、請求に応じ無償で交付する。
4　競争参加資格の確認申請書等の提出　本競争への参加を希望する者は、入札説明書に記載する申請書類を提出すること。
⑴　提出先（担当部署）　〒282―8601 千葉県成田市成田国際空港内ＮＡＡビル１階　成田国際空港株式会社　財務部門　調達部　調達管理グループ「契約関係ご登録窓口」　電話0476―34―5726　Mail:chotatsu@naa.jp
⑵　提出期間　3⑴に同じ。
5　入札執行・開札の日時及び場所
⑴　日時　平成31年２月21日（木）午後３時から。ただし、郵送等（郵送（書留郵便に限る。）又は信書便（送達記録の残るものに限る。）をいう。）による入札書の受領期限は、平成31年２月20日（水）まで。
⑵　場所　ＮＡＡビル内（ただし、郵送等の場合は4⑴と同じとする。）
6　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　契約書作成の要否　要
⑷　詳細は入札説明書による。
7　Summary
⑴　The Person who is Responsible for Contract : Makoto Natsume, President & CEO, NARITA INTERNATIONAL AIRPORT CORPORATION.
⑵　Classification of the services to be procured : 26
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : ①Electricity to be used in Tomisato Pump Station, supply voltage 6.6kV, contract electricity 103kW, the estimated electricity for the year 277.304MWh, ②electricity to be used in Barracks E, supply voltage 6.6kV, contract electricity 107kW, the estimated electricity for the year 346.373MWh, ③electricity to be used in Airport-Northern Waiting Facility, supply voltage 6.6kV, contract electricity 50kW, the estimated electricity for the year 131.509MWh, ④electricity to be used in Recycle Plant, supply voltage 6.6kV, contract electricity 131kW, the estimated electricity for the year 286.142MWh, and ⑤electricity to be used in Construction Center, supply voltage 6.6kV, contract electricity 66kW, the estimated electricity for the year 274.396MWh. ⑥electricity to be used in multifunctional facility, supply voltage 6.6kV, contract electricity 103kW, the estimated electricity for the year 65.047MWh. ⑦electricity to be used in sun light, supply voltage 6.6kV, contract electricity 10kW, the estimated electricity for the year 35.250MWh.
⑷　Delivery period : From 1 April 2019 through 31 March 2020
⑸　Delivery place : The outside facilities of Narita International Airport (7 facilities referred to in⑶ above)
⑹　Qualification for participating in the tendering procedure : Tenderers eligible for participating in the proposed tender are those who : ①shall not be in any way restricted from the execution of contracts, by national law, ②are registered with the NARITA INTERNATIONAL AIRPORT CORPORATION as a qualified competitive tenderer for 2018／2019／2020, classified as “Kinds of Fuel (Vendor)” or “Other Sales”. For further details, please refer to tender documents.
⑺　Time-limit for Tender : 3 : 00 p.m. 21 February 2019
⑻　Please note that applicable language and currency on contract procedure are only Japanese and Yen.
⑼　Contact Point for the Notice : Management, Procurement Department, Finance Division, NARITA INTERNATIONAL AIRPORT CORPORATION, NAA Building, Narita International Airport, Narita-City, Chiba, 282―8601, Japan Tel : +81―476―34―5726

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成 30 年 11 月 29 日
経理責任者　独立行政法人国立病院機構
北海道医療センター　院長　菊地　誠志
◎調達機関番号　597　◎所在地番号　01
○第２号
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　独立行政法人国立病院機構北海道医療センター　病棟等新築整備工事
⑶　工事場所　札幌市西区山の手５条７丁目１番１号　独立行政法人国立病院機構北海道医療センター内
⑷　工事内容　本工事は病棟等新築工事及び解体工事、外構工事、既存本館の改修工事を行うものである。
新館棟新築（Ｓ造地上５階塔屋１階地下１階　建築面積　約3,660㎡　延面積　約15,930㎡）、体育館棟新築（Ｓ造地上２階　建築面積　約870㎡　延面積　約1,600㎡）、渡廊下１階新築（Ｓ造地上１階　建築面積　約37㎡　延面積　約37㎡）、渡廊下５階新築（Ｓ造地上１階　建築面積　約150㎡　延面積　約150㎡）、上空通路新築（Ｓ造地上１階　建築面積　約75㎡　延面積　約75㎡）、医療ガスボンベ庫増築（Ｓ造地上１階　建築面積　約10㎡　延面積　約10㎡）、既存建物改修（改修延面積　約4,670㎡）、既存建物解体（ＲＣ造他15棟　解体延面積　約4,940㎡）、外構　一式
⑸　工期　約34ヶ月以内（最終完成工期は平成33年度予定）
⑹　使用する主要な資機材
建築　コンクリート　約10,400㎥　鉄筋　約1,200ｔ　鉄骨　約2,500ｔ　板ガラス　約3,400㎡
電気　高圧受変電設備　2,400kVA　非常用発電機　625kVA　非常用蓄電池設備　50Ah　昇降機　11基（乗用　２基　寝台用　７基　小荷物専用　２基）
機械　吸収冷温水発生機　180USRT×２基　温水発生機　465kW×２基　233kW×２基　116kW×１基　受水槽　118.8㎥
2　競争参加資格
⑴　競争参加者は次に掲げる①又は②の者とする。
①　次の⑵から⒀までに掲げる条件を全て満たしている特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、独立行政法人国立病院機構北海道医療センター院長から独立行政法人国立病院機構北海道医療センター病棟等新築整備工事に係る共同企業体として資格認定通知を受けた者であること。
②　次の⑵から⑽までに掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（経常建設共同企業体を含む。以下同じ。）。
⑵　独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下、契約細則という。）第５条及び第６条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同５条中の「特別の理由がある場合」に該当する。
⑶　厚生労働省から北海道地域における「建築一式工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをした者については、手続開始の決定後、北海道地域の一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
⑷　厚生労働省から北海道地域における「建築一式工事」に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（以下「客観点数」という。）が1,150点以上であること。
また、⑶の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に客観点数が1,150点以上であること。
ただし、共同企業体の場合の代表構成員以外の構成員については1,050点以上とする。
⑸　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者（⑶の再認定を受けた者を除く。）でないこと。